

養育費確保に向けた支援を実施します

ひとり親家庭の自立に向けた支援を目的として、ひとり親総合相談員を設置し、養育費確保に向けた相談をお受けします。

また、経済的支援として、「公正証書等作成に係る経費助成」及び「養育費保証契約締結時の初回保証料助成」を実施します。



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

1. ひとり親総合相談員

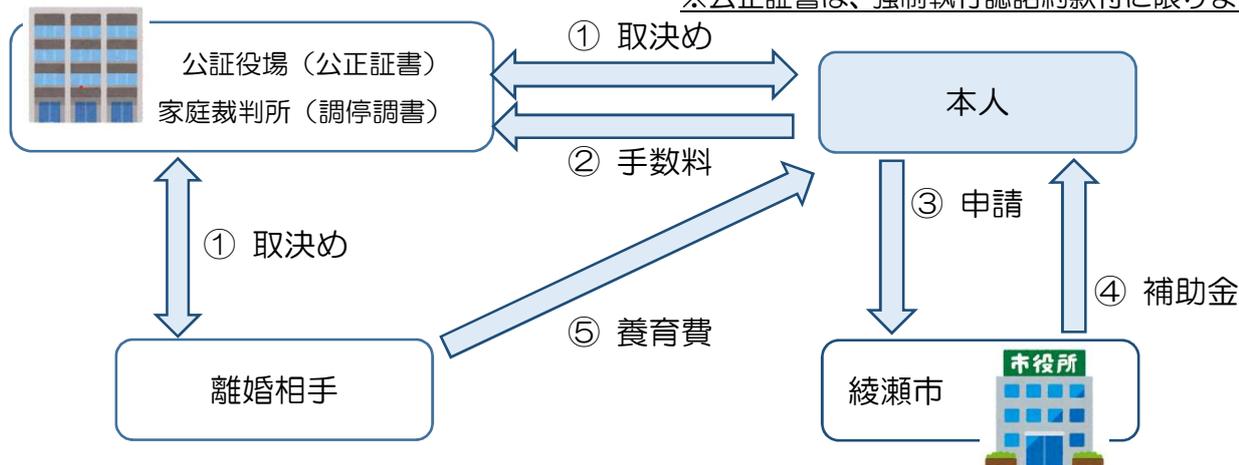
離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談などの支援を行っています。電話・面接・Eメールいずれの方法でも受け付けています（面接の場合は、事前にご予約ください）。

時間	火～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：15～12：15、13：00～17：00まで
電話	0467-70-5664
Eメール	wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp

2. 養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費に対し補助金を交付します。

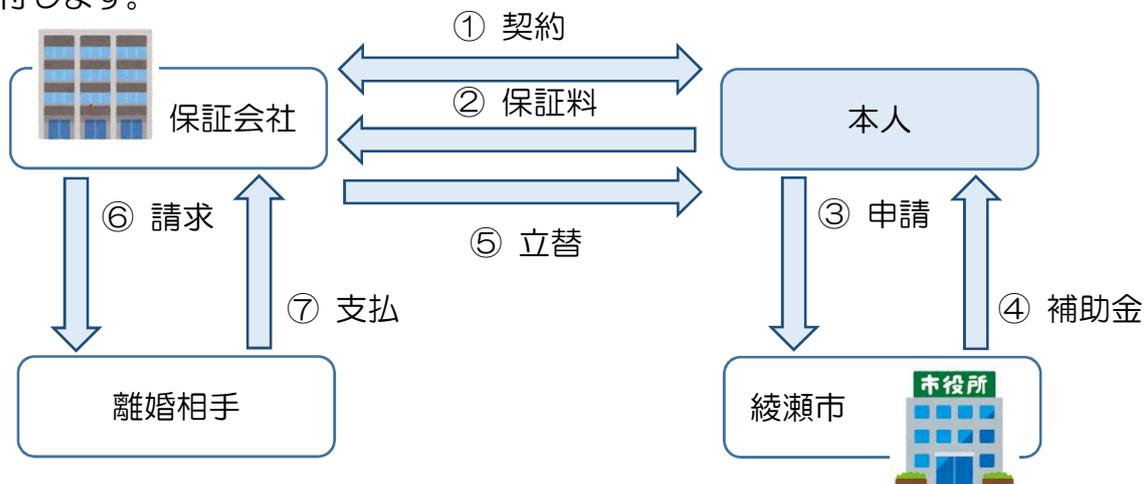
※公正証書は、強制執行認諾約款付に限ります。



対象者	市内在住で、養育費に係る公正証書等を作成した方
補助額	養育費に係る公正証書等の作成経費の総額（上限3万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

3. 養育費に係る保証促進補助金

養育費について、保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付します。



対象者	市内在住で、養育費に係る公正証書等を作成した方
補助額	養育費に係る保証契約の初回保証料（上限5万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

離婚を考えている方、離婚をしたが養育費の取決めをしていない方、補助金の申請をお考えの方など、まずはひとり親総合相談員にご相談ください（相談が必須というわけではありません）。

また、申請手続きなどの詳細は市のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

綾瀬市健康こども部こども未来課子育て支援担当（市役所窓口棟2階4番窓口）

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電話：0467-70-5664

ホームページ：「養育費確保 綾瀬市」で検索 →



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい